No.13　自宅での生活ごみの焼却について　（令和８年９月受付）

内容	近隣住民として、生活ごみの焼却についてご相談がありお伝えします。役場に勤務する職員の方の自宅で、量販店などで販売されている焼却炉を使用し、生活ごみと思われるものを燃やしている状況があります。私が確認している範囲では、職員本人だけでなく、そのご家族も焼却を行っています。 その際に発生する煙や臭いが周囲に流されてきており、近隣住民として大変迷惑しております。洗濯物への臭い移りや窓を開けて生活することへの不安など、日常生活にも不安を感じております。 大多喜町では、生活ごみの焼却が条例等によって禁止されているものと認識しております。また、焼却炉が市販されているものであっても、生活ごみを自宅で焼却することが認められるとは限らないと理解しています。 町民に対してルールを守るよう求める立場にある役場職員の自宅において、本人だけでなく家族も生活ごみを焼却しているのであれば、町として事実関係を確認して頂きたいと思います。 つきましては、職員本人及び家族による生活ごみの焼却について、事実確認をしていただくこと、町の条例や廃棄物処理に関する規程に照らし、適切な行為なのか確認していただくこと、問題がある場合は職員であるかどうかにかかわらず適切な指導や対応を行っていただくことをお願いします。 近隣住民として、誰かを責めることを目的としているのではありません。町の条例や生活環境に関するルールは、町民だけでなく、役場の職員やその家族についても公平に適用されるべきだと考えています。周辺住民が安心して生活できる環境を希望しております。

回答	今家庭ごみの焼却に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の２により、一般的な廃棄物の焼却は禁止されております。焼却が認められる場合は、同施行令第14条に限定的に定められており、災害の予防、応急対策、風俗習慣上の行事、農業等の必要性による焼却、及びたき火など日常生活で通常行われる軽微な焼却に限定されています。これらの場合であっても、周囲地域の生活環境に悪影響を与える場合は、指導の対象となります。 廃棄物の焼却禁止について、広報おおたきやチラシにより町民の皆様に周知している中、このようなお手紙をいただきましたことは大変残念であり、真摯に対応してまいります。 まず、町職員については、法令等を順守すべき立場であり、適切にごみ処理を行う義務があります。このため、直ちに全職員に対し、廃棄物処理法の規定及び生活ごみの焼却禁止について周知し、法令遵守を厳格に徹底するよう依命通達を発出しました。 また、広報おおたきへ家庭ごみの焼却禁止について掲載し、町民の皆様に周知してまいります。 これからも町民の皆様が安心して日常生活を送ることができるように努めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。